

秩父地域農林水産業振興プラン

埼玉県秩父農林振興センター

埼玉県熊谷家畜保健衛生所

令和8年6月

目 次

序章 はじめに	1
第1章 地域の農林水産業・農山村の姿	2
1 地域の概要	2
2 農林水産業・農山村の現状と課題	3
3 地域の基礎データ	5
第2章 目指す地域の姿	6
第3章 取組の展開方向	9
1 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	9
2 多様な経営体の育成確保	11
3 持続可能な木材生産と活用の推進	13
4 災害・鳥獣害等のリスクへの対応	15
5 農山村振興と住民の多様な関わり創出	17
6 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	20
【参考】秩父地域農林水産業振興プランに関する指標	22
コラム	
ぶどう「ちちぶ山ルビー」のブランド化の取組	23
「活樹」の取組	24

序章 はじめに

1 策定趣旨

埼玉県では、埼玉県農林水産業振興条例第7条に基づき、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条に定める基本理念にのっとり、「埼玉県農林水産業振興基本計画」（以下「基本計画」という）を令和8年3月に策定しました。

この基本計画の策定を受けて、秩父地域で実施する取組や指標を「秩父地域農林水産業振興プラン」（以下「地域プラン」という。）として整理しました。

この地域プランに基づき、農林漁業者や関係団体、行政のみならず、広く県民のみなさまの御理解と御協力をいただきながら、秩父地域の農林水産業を振興するための取組を推進します。

2 目標年度

令和12年度

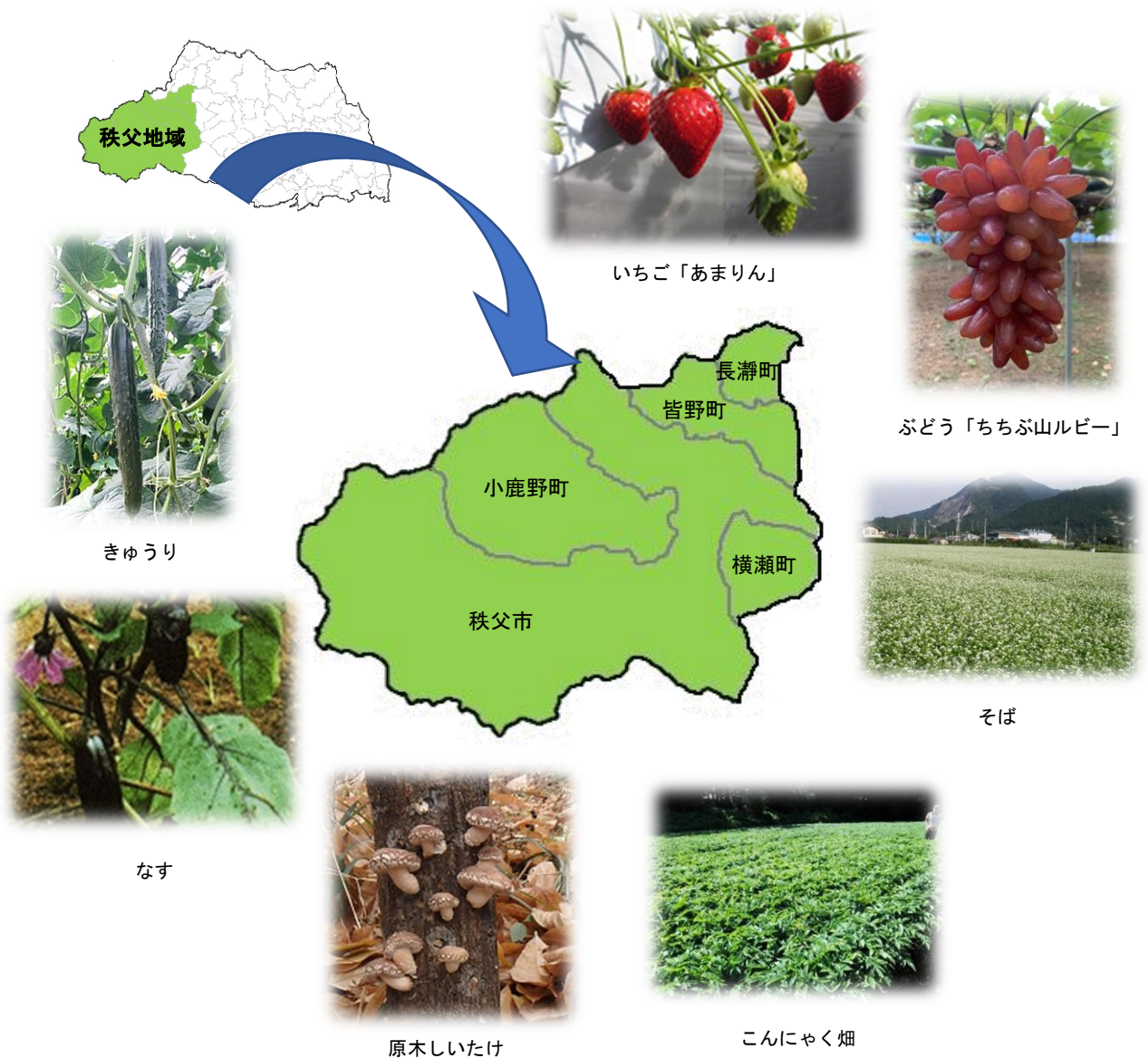
第1章 地域の農林水産業・農山村の姿

1 地域の概要

秩父地域は、都心から70~80kmの埼玉県北西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成されています。総面積約893km²のうち森林が約70%を占め、農地は約2%となっています。

当地域の産業は、かつては養蚕、繊維、林産、セメント産業などの地場産業が中心でしたが、近年は、豊かな自然や歴史・文化などを生かした観光産業や電子部品などのものづくりが行われています。

農林業については、気候風土や中山間地域の特徴を生かしたきゅうり、なす、いちご、ぶどう、そば、こんにやく、しいたけなど、バラエティーに富んだ農林産物が生産されるとともに、直売や摘み取り体験など、観光農林業が盛んに行われています。



2 農林水産業・農山村の現状と課題

[農業・農産物]

全域が中山間地域に位置し、不整形で狭小な農地の区画が多い中、農地を有効に活用した農業が営まれており、埼玉県が育成したいちご3品種「あまりん」、「かおりん」、「べにたま」、秩父オリジナルのぶどう品種「ちちぶ山ルビー」、秩父地域の伝統野菜「しゃくし菜」、「太白さつまいも」など特徴のある多様な農産物が生産されています。

厳しい営農条件である反面、豊かな自然環境、景勝地や伝統文化などの資源に恵まれ、いちご、ぶどう、ブルーベリー狩りなどの観光農業が盛んに行われています。

また、農産物の付加価値を高め収益を確保するため、女性組織などによる農産物の加工・販売が行われているほか、地元の酒造メーカーへ大麦などの原料を供給する取組も行われています。

しかし、高齢化による担い手不足により生産量が伸び悩み、担い手の確保、鳥獣害や家畜伝染病への対応等が課題となっています。そのため、意欲ある担い手の育成・確保による一層の生産力の向上を進めるとともに、鳥獣害対策や家畜伝染病のまん延防止策を講じる必要があります。

[森林・林業]

秩父地域の森林は、奥地の原生林から丘陵地の里山かんに至るまで広がり、水源涵養や土砂流出防備など多くの機能を発揮し、732万人（令和8年2月）の県民の生活基盤を支えています。

山地を中心とした民有林では、昭和30年代を中心に木材需要の増大や燃料革命の進展によって広葉樹に替えてスギ・ヒノキの造林が進み、現在、民有林の人工林率は48%となっており、その8割が46年生以上の利用可能な伐採期に達しています。

また、丘陵のコナラ・クヌギを主体とする広葉樹林は、燃料革命以降は燃料としての利用は減少しましたが、しいたけ原木林として利用され、15～20年ごとに伐採と萌芽による更新が繰り返されることにより、里山の景観と生態系が保たれてきました。

しかし、多くの所有者からなる民有林では一所有者あたりの面積が狭く、木材生産を行うためには施業の集約化・団地化が不可欠ですが、木材価格の長期低迷や森林所有者の世代交代などから森林・林業への関心が薄れており、また、不在村森林所有者や境界不明瞭な森林、所有者不明森林も多く、素材生産や森林整備の進まない大きな要因になっています。

さらに近年、シカ・クマ等による森林被害が顕著になっており、シカの被害については、スギ・ヒノキの幼齢木の食害のほか、天然林にも被害が見られ、クマの被害は壮齢林が剥皮の被害を受けるなど、経済的な損失のみならず生態系や多

面的機能への影響も懸念されています。

今後も林業経営と森林の機能を維持するためには、森林環境譲与税も活用し森林の適切な管理や効果的な獣害対策等を進める必要があります。

木材加工・流通については、製材工場などへの安定供給を図るとともに公共施設や民間住宅等での利用の拡大を進める必要があります。

[農山村・多面的機能]

秩父地域では、農地の保全や景観の維持などを目的として活動している地域が数多くあり、良好な山村風景や古くから伝わる祭り等の伝統文化が継承されています。

また、県民の森、みどりの村、彩の国ふれあいの森といった森林ふれあい施設は、森林浴をはじめとするレクリエーションや体験学習の場として広く県民に利用されています。

これらの農山村とそこで営まれる農林業は、農林産物の生産だけでなく、自然環境の保全、文化の継承や体験の場の提供など様々な場面で多面的機能を発揮しています。

近年では、景観や施設を生かし、河川ではレジャーとしての釣り、都市住民を対象としたそば打ち体験、氷柱や棚田でのイベントなど、農山村にふれあうグリーンツーリズムや余暇を利用した地域ボランティア活動も盛んに行われており、農山村の魅力に惹かれて都市からやってくる移住者も増えています。

しかし、過疎化や高齢化の進行により、集落そのものの存続が危惧される状況も散見されることから、地域住民の活動を牽引する地域リーダーの育成が課題となっています。

3 地域の基礎データ

	項目	秩父地域	県内割合	備考
全 般	①総人口	85,835 人	1.2%	令和7年国勢調査 (速報値)
	②総面積	892.62k m ²	23.5%	全国都道府県市区町村別面積調 (令和7年10月1日時点)
農 業	③農業産出額(推計値)	268 千万円	1.6%	市町村別農業産出額 (令和5年推計)
	うち米	13 千万円	0.4%	
	野菜	138 千万円	1.8%	
	畜産	61 千万円	2.2%	
	④耕地面積	1,945 h a	2.7%	作物統計調査 (令和6年)
	うち田面積	245 h a	0.6%	
	畑面積	1,702 h a	5.3%	
	⑤農業経営体	605 経営体	2.1%	2020 農林業センサス
	i 個人経営体	572 経営体	2.1%	
	ii 団体経営体	33 経営体	5.7%	
⑥農業法人数	85 法人	5.9%	秩父農林振興センター 調べ (令和6年度)	
⑦認定農業者数	142 人	2.9%	秩父農林振興センター 調べ (令和6年度)	
⑧集落営農数	4 組織	5.4%	集落営農実態調査 (令和7年)	
林 業	⑨林業経営体	26 経営体	20.2%	2020 農林業センサス
	i 家族経営体数	18 経営体	16.4%	
	ii 組織経営体数	8 経営体	42.1%	
	⑩森林面積	63,279 h a	59.6%	森づくり課調べ (埼玉地域森林計画書(埼玉森 林計画区)令和4年12月)
天然林	32,428 h a	67.3%		
人工林 その他	30,120 h a 731 h a	52.9% 72.2%		
⑪森林材積	18,328,857 m ³	55.7%		
水 産	⑫養殖業経営体数	2 経営体	1.9%	生産振興課/令和5年埼 玉県漁業養殖業統計年報
	⑬養殖面積	31 a	1.2%	

第2章 目指す地域の姿

1 観光農林業や新たな担い手による高付加価値化の推進

- (1) 顧客ニーズに対応した多様な形態の観光農園が営まれ、観光施設と連携した観光農林業が秩父地域の核となっています。
- (2) 気候変動に対応した高温対策技術や、品種ごとの特性を踏まえた適切な栽培管理の徹底、機械施設の整備等を支援することで、安定的な品質・収量を確保するとともに、消費者や実需者のニーズに応じた良質かつ安全な農林水産物の供給を実現しています。
- (3) 農林業者と観光業者等が一体となって誘客キャンペーン等を実施することにより、県内のみならず県外、海外からも多くの観光客が訪れています。
- (4) いちご、ぶどう、きゅうり等主要な品目では、新規参入者を含めた青年農業者が活気ある農業生産を行うとともに、法人化により雇用を導入して規模拡大を進めています。また、定年帰農者やUターン、Iターン等老若男女の就農者が秩父地域の特産物生産の担い手となり直売所出荷やネット販売などで活躍しています。
- (5) 麦、大豆、そば等を栽培する集落営農法人や意欲ある担い手が農地中間管理事業の活用により農地を集積し効率的な農業生産を行っています。
- (6) 地域の飲食店や土産業者と連携し、いちご、ぶどう、きゅうり、しゃくし菜、かぼす、エゴマ等多種多様な農産物の加工品がブランド化され、秩父の観光土産として県内外に販路が拡大され人気を博しています。
- (7) ワイン、干し芋、紅茶など、生産から加工・販売までを行う農業経営体や農家レストランなどが増加し、6次産業化の発展により農家所得の向上や地域内雇用が確保されています。
- (8) 各地区の農産物直売所では秩父の特色を生かした多種多様な農林産物が出荷・販売され、訪れる観光客や地元の消費者に喜ばれています。
- (9) 鳥獣害、家畜伝染病のまん延防止及び農業用施設の防災・減災対策が進み、農林業者が安心して生産活動を行っています。
- (10) 農林水産業の生産活動等に由来する環境負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な農林水産業が取り組まれています。



完熟し皮が黄色に色づいた「秩父黄金かぼす」



S L車内での農産物PR

2 SDGsの理念にかなった多面的機能の高い森林と活力ある林業

- (1) スギ・ヒノキ等の人工林では森林整備が適切に実施されており、水源涵養^{かん}などの森林の多面的機能が向上しています。
- (2) 搬出間伐や皆伐による木材生産が管内各地で行われ、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の取組が進み、皆伐跡地は確実に再生林が行われています。
- (3) 里山広葉樹林は、きのこ原木などに利用されており萌芽により繰り返し森林が再生され、昔からの里山の景観と豊かな生態系が維持されています。
- (4) 地籍調査や森林境界明確化事業が進み、境界を含む正確な森林情報が管理・クラウド化され、施業や木材生産のための集約化・団地化が容易に実施できます。
- (5) 森林管理道及び作業道の路網が効果的に配置され、効率的な素材生産及び低コスト化による確実な再生林・保育が進んでいます。
- (6) ICTの活用や機械化により労働生産性と安全性が向上することにより、新規林業就業者が定着・確保されています。また、森林組合など意欲的な林業事業体の組織体制及び経営基盤が強化されるとともに、自伐型林業も普及しています。
- (7) 野生鳥獣の被害対策と個体数管理が進み、森林被害が減少しています。
- (8) 森林認証の取得や地域産木材がブランド化され、公共施設や民間住宅では地域産材の利用が拡大し、地域住民に木の良さと木材利用の意義が認識されています。
- (9) 治山施設の整備や効果的な林野火災対策により、山地災害のリスクが低減しています。



間伐後の健全な森林



皆伐跡地における苗木植栽

3 地域資源を活用した魅力ある農山村づくり

- (1) 地域住民が共同して生産活動や都市農村交流に取り組み、地域が活性化しています。
- (2) 地域住民、企業、NPO法人、都市住民等によるボランティアと市町が連携して、森林・里山及び農地の管理や野生鳥獣の被害防止に取り組み、豊かな農山村景観が形成されています。

- (3) 多くの都市住民が豊かな自然が残る秩父地域の農山村に親しみを持って訪れ、農林業体験を楽しんでいます。また、秩父に魅力を感じた都市からの移住者が増加し、新規就農につながっています。
- (4) 小中学生が学校の内外に設置された農園（学校ファーム）で農業体験をすることで、食や農についての関心が高まっています。
- (5) 多くの県民が森林とのふれあいにより、森林の多面的機能に対する理解を深めています。



秩父地域の自然を生かした都市農村交流



企業による森林ボランティア活動

第3章 取組の展開方向

1 顧客ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進

消費者や実需者のニーズに応じた良質かつ安全な農林水産物の供給を実現するため、県産農産物の高付加価値化、生産性の向上を推進し、生産、流通、販売等の体制を整備します。県産農産物を購入する場の拡大等を通じて、地産地消を促進します。

また、ほ場整備の推進や農業水利施設の保全管理等を図ります。ほ場整備された農地では、集落営農法人等へ農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の取組を推進します。

(1) 関係市町村・団体

管内全市町、ちちぶ農業協同組合、各生産組織、商工業者団体、むらおこし集団、各市町観光協会、旅館業協同組合、漁業協同組合、NPO法人 等

(2) 取組内容

ア 野菜の生産振興

- ・ 市場出荷する作物の生産拡大に向けて、低コスト耐候性ハウスやパイプハウスの導入を支援します。
- ・ 簡易トンネル栽培の普及や栽培講習会を通じて、野菜の生産安定と品質向上・新品種等の導入を促進します。
- ・ 夏季の高温に対応するため、暑熱対策技術の導入を支援します。
- ・ いちご県育成品種の生産拡大を推進するとともに、食味検討会の開催や糖度測定に基づく栽培指導など食味向上を目指す運動を推進し、需要に応じた高品質な安定生産を支援します。

イ 果樹の生産振興

- ・ 新品種の導入、高品質安定生産技術の導入等を支援します。
- ・ 雨よけ栽培施設や暑熱対策技術等の導入を支援します。

ウ 主穀作物等の生産振興

- ・ 水稻の高温耐性品種の導入や麦・大豆の実需者の需要に応じた品種の導入を推進し、基本技術の励行や品種に適した栽培管理の実施による安定生産を支援します。
- ・ 高性能機械の導入や共同利用施設の整備を支援します。

エ 特産作物の生産振興

- ・ 新たな需要を開拓するための品種（加工に適した茶品種等）の導入を支援します。
- ・ 食品製造会社等のニーズやオーダーに対応した生産活動を支援します。

オ 畜産の振興

- ・ ICT等を活用したスマート畜産による省力化、優良家畜の確保、ブランド化による高付加価値畜産物の生産、自給飼料の増産等の促進により、畜産の生産性向上や経営安定化を図ります。

カ 収益性の高い観光農林業経営の展開

- ・ 多様な品目や品種の導入、高品質で安定的な生産に向けた栽培技術の導入、雪害防止技術の導入等、収益性向上に資する取組を支援します。

キ 地産地消の推進

- ・ JA等が運営する農産物直売所の再編整備や機能強化を支援します。
- ・ 観光土産物店や旅館業協同組合などでの取扱いを推進します。
- ・ 生活様式の変化に対応した新たな販売方法の普及を推進します。

ク 農業基盤の整備

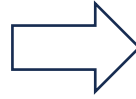
- ・ 地域の目指す営農形態に応じた生産基盤の整備や農業水利施設の計画的な補修・更新等を行います。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)		
需要に応じた野菜の作付拡大面積	26.2ha	
	(令和8～12年度)	
契約野菜対応型野菜産地育成数	3産地	
	(令和8～12年度)	
県産農産物コーナー新規設置店舗数	1店舗	
	(令和8～12年度)	
(地域指標名)		
ちちぶ山ルビーの作付面積	3.8ha	→ 4.3ha
	(令和6年度)	(令和12年度)



閉めた状態



開いた状態

イチゴの高温対策で遮光資材を導入したハウス



ぶどう講習会における栽培指導

2 多様な経営体の育成確保

優れた経営力のある農林水産業の担い手を育成・確保するため、農業経営の法人化や林業経営体の経営改善等を通じて農林業者の経営発展を促します。

新規就業希望者に対する研修や就業のマッチング等により新規就業を促進するとともに、女性、高齢者、障害者、企業等の参入を促し農林水産業の多様な担い手を育成します。また、収益性の高い農林業経営を実現するため、多彩な観光資源・集客施設と連携した取組を進めます。

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等の活用により担い手へ農地を集積・集約化し農地の有効活用を図ります。

(1) 関係市町村・団体

管内全市町、ちちぶ農業協同組合、埼玉県農林公社等

(2) 取組内容

ア 多様な担い手の育成確保

- ・ 定年退職者、Uターン・Iターン等の就農を促進するとともに、遊休農地等を利用して農業参入を希望する企業や法人等の取組を支援します。
 - ・ 遊休化している農地や農業用施設、空き家を活用し秩父地域への移住希望者の就農を促進します。
 - ・ 明日の農業担い手育成等の活動を通じて、新規就農者が取り組む栽培技術の習得や経営感覚の醸成を支援します。
 - ・ 経営の合理化に向けて農家経営の法人化を促進するとともに、中小・家族経営体のほか高齢者・女性・農福連携等多様な担い手の確保を支援します。
- イ 地域ぐるみの営農体制の整備
- ・ 地域計画に基づき担い手への農地の利用集積を図るため、農地中間管理事業の活用を推進します。
 - ・ 集落営農組織の法人化やオペレーター集団等の再編整備を推進するとともに、共同利用機械・施設の計画的な更新整備を支援します。
- ウ スマート農業の推進
- ・ 土地利用型作物へのドローン等の導入により作業時間の短縮や労務軽減を図ります。
 - ・ 施設園芸において統合環境制御装置等を活用することにより、収量及び品質の向上を図ります。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)		
スマート農業技術の導入件数	9件 (令和6年度)	→ 16件 (令和12年度)
担い手への農地集積率	16.1% (令和6年度)	→ 30.6% (令和12年度)
遊休農地解消・活用面積		313ha (令和8～12年度)
農業法人数	85法人 (令和6年度)	→ 103法人 (令和12年度)
新規就農者数	17人/年間 (令和6年度)	→ 17人/年間 (令和12年度)



ドローンを活用した防除



女性農業者への栽培指導

3 持続可能な木材生産と活用の推進

木材として利用可能な46年生以上の森林が8割を占める人工林の活用と併せ、伐採後には植林を行いバランスのとれた資源構成の構築を進めるとともに、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の推進や適正な森林管理によって多面的機能の維持・発揮を図ります。

市町が行う森林経営管理制度や、森林経営計画の適切な策定と実行を支援し、施業の集約化・団地化を進め、森林の循環利用を促進します。

森林の循環利用の担い手となる林業事業者に対して、森林の面積、林齢、地形、地理などの情報や所有者情報、境界情報などの森林情報の提供を行うほか、高性能林業機械の導入やICT化など新たな技術の導入を促進し、経営基盤強化を図るとともに施業提案ができる質の高い人材の育成を図ります。

また、市場動向に合わせた木材生産流通体制づくりを支援します。

森林環境譲与税を活用した森林整備や秩父産材の積極的利用への取組等を支援し、木材の安定供給を図ります。

(1) 関係市町村・団体

管内全市町、埼玉県農林公社、森林組合、林業事業者、木材関係団体等

(2) 取組内容

ア 持続可能な林産物の生産

- ・ 人工林においては、搬出間伐や皆伐を推進し木材生産を増加させるとともに、伐採跡地においては確実に再造林を実施します。さらに伐採から再造林を同時に行うなど、コスト縮減を図ります。
- ・ 里山広葉樹林については、きのこ原木等の利用を促進し萌芽更新等を確実にを行い利用と保全を図ります。

イ 森林の情報化

- ・ 航空レーザ測量による森林資源解析成果の活用や、埼玉県森林クラウドシステムによる森林情報の共有化を促し、森林の集約化・団地化を推進するとともに、木材生産や森林整備計画の効率化を図ります。

ウ 保安林の指定と公的な森林管理の推進

- ・ 保安林の適正な整備を推進します。
- ・ 県営林や農林公社営林を適切に整備し、森林の公的管理を推進します。

エ 林業基盤の整備

- ・ ICTを活用した高性能林業機械による作業システムを推進します。
- ・ 森林管理道及び作業道の路網整備を拡充します。

オ 林業の担い手の育成

- ・ 森林経営管理制度に基づく「意欲と能力のある林業経営体」及び「適合事業者」を育成します。
- ・ 雇用環境を改善し、新規林業就業者を確保します。
- ・ きのこ生産者の担い手育成を支援します。
- ・ 技術力の高い人材を育成します。
- ・ 就業環境等を整備し、自伐型林業の参入を支援します。

カ スマート林業の推進

- ・ ドローン、地上レーザーを活用した森林調査や丸太自動認識システムによる丸太管理を支援します。
- ・ ラジコン下刈機や苗木運搬用ドローンなどの導入を支援し、労働負荷の軽減と育林のコスト削減を推進します。

キ 公共施設や民間施設での県産木材の利用拡大による「活樹」の推進

- ・ 公共施設等（*）の木造・木質化を推進します。
- ・ 工務店や製材業者が組織する団体の活動を支援します。
- ・ 品質を確保するためにJAS材などの供給体制づくりを支援します。
- ・ 「活樹」に関するイベントを行うなど、消費者へ県産木材利用の意義や木の良さを普及・啓発します。

ク 森林環境譲与税の活用

- ・ 市町が行う森林経営管理制度等に基づく森林整備の推進や施設の木造・木質化を支援します。
- ・ 秩父地域の森林をフィールドとして、都市部県民が森林にふれあい、林業を体験する機会提供への支援を推進します。
- ・ 秩父産材を使用した誕生祝い品の開発、配布など、県民が木に触れ、愛着を感じる機会を増やす取組を支援します。

- * 公共施設等とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、福祉施設、社会教育施設、公共交通施設など

(3) 数値目標

(基本計画指標名)		
森林の整備面積		5,780ha (令和8～12年度)
施業のため集約化・団地化する森林面積	14,363ha (令和6年度)	→ 17,000ha (令和12年度)
県産木材の供給量	65,000 m ³ /年間 (令和6年度)	→ 102,300 m ³ /年間 (令和12年度)
県産木材を利用した公共施設数	311 施設 (令和6年度)	→ 390 施設 (令和12年度)
路網密度	19.3m/ha (令和6年度)	→ 21.4m/ha (令和12年度)



伐採搬出が進む林道沿線



県産木材を使用した公共施設

4 災害、鳥獣害、家畜疾病等のリスク対応

近年、集中豪雨や大規模地震などの自然災害が多発しており、その影響にともなうため池の決壊、あるいは山崩れや土石流などの山地災害により、甚大な被害が発生しています。これらの豪雨や地震などの自然災害から農林業への被害を軽減するとともに、地域住民の生命、財産や公共施設等を守るために必要な防災・減災対策を講じ、災害に強い農山村づくりを推進します。

また、秩父地域のような農山村地域では、サル、イノシシ、シカ等による農林業被害が拡大しています。そのため農林業者の生産意欲が阻害され、地域農林業の維持発展の障害となっていることから、効果ある被害対策に取り組みます。

(1) 関係市町村・団体

管内全市町、ちちぶ農業協同組合、鳥獣害対策協議会、土地改良区、水利組合、森林組合

(2) 取組内容

ア 農業災害対策等の推進

- ・ ため池をはじめとする農業水利施設の計画的な修繕や更新を実施し、耐震化・長寿命化による防災・減災機能の強化を推進します。
- ・ 農業共済組合や関係機関と連携し、農業保険への加入を促進します。
- ・ 農業災害による被害が予想される場合は、気象情報や技術対策資料を迅速に農林業者に提供します。
- ・ 農業災害が生じた場合は、国や市町等と連携し、補助事業や制度資金等を活用して農林業者の経営継続・再開を支援します。

イ 山地災害の未然防止と復旧対策の推進

- ・ 新たな崩壊等のおそれのある森林において、治山施設の整備を推進します。
- ・ 既存の治山施設の定期的な点検や修繕を行い、長寿命化を図ります。
- ・ 台風や豪雨、林野火災などにより山地の崩壊や溪流の荒廃が発生した場合は、速やかに復旧対策を行います。
- ・ 林野火災の予防のため、広報活動や森林保険への加入を促進します。また、延焼防止のため、情報収集体制を整備し、市町村等と緻密な連携を図るなど、効果的な林野火災対策を進めます。

ウ 鳥獣害及び病虫害防除対策の推進

- ・ 地域の農林業者や住民、猟友会等が連携して進める総合的な鳥獣害対策の取組を支援します。
- ・ 野生鳥獣による農作物や森林の被害情報を共有化して提供し、広域的な被害防止対策を支援します。

エ 家畜疾病の発生の予防及びまん延の防止

- ・ 畜産農場への巡回等により飼養衛生管理基準の遵守の指導を徹底し、家畜疾病の発生・まん延防止を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、防疫演習の開催や防疫資材の備蓄等により防疫体制を整備します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)	
防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数	3か所 → 12か所 (令和6年度) (令和12年度)
(地域指標名)	
秩父市浦山地区林野火災跡地復旧等対応面積	102ha (令和8～12年度)



整備前



整備後

防災・減災対策が行われた農業用ため池



治山事業による安全対策

5 農山村振興と住民の多様なかかわり創出

農山村に関心のある都市住民等に対する農ある暮らしの情報発信や農山村での交流活動の開催等を通じて、農山村での活動の場を創出し、農山村地域への移住促進や二地域居住などの関係人口創出を支援します。

農山村における生活環境の整備や、農山村の地域資源を活用した所得と雇用機会の確保を促進します。豊かな自然や良好な景観、河川を利用した釣りなどのレジャ

一、伝統文化等、農山村の魅力を発信することにより都市住民との交流を促進し、活力とにぎわいを創出します。

しゃくし菜漬や干し芋、ジャム、ワイン、紅茶、こんにゃくなど、6次産業化に取り組む農業者や農業法人の活動を支援するとともに、地域の観光業や商工業と連携したOEMや地域農産物の地元飲食店での活用を推進し、顧客のニーズに応じた観光農園の整備、地域農林産物の特産品づくり、ブランド化による高付加価値化等を進めます。

(1) 関係市町村・団体

管内全市町・農業委員会、市町教育委員会、ちちぶ農業協同組合、森林組合、埼玉県農林公社、土地改良区、水利組合、林業事業体、鳥獣害対策協議会、漁業協同組合、森林ボランティア団体、NPO法人 等

(2) 取組内容

ア 担い手の育成・確保と共同活動の支援

- ・ 集落活動を牽引する地域リーダーを育成します。
- ・ 都市農村交流、地域文化の継承等の活動を支援します。

イ 生産基盤、生活基盤の整備支援

- ・ 集落の生産や生活に係る基盤整備を支援します。
- ・ 農業者の行う6次産業化経営計画作成、加工施設の整備、加工技術の向上を支援します。
- ・ 農業者と商工業者等が連携した商品開発や、直売所出荷やネット販売等による販路拡大を支援します。
- ・ 6次産業化や農商工連携に関する情報を地域の関係者が共有できるように定期的にセミナーや展示会等を開催します。

ウ 体験交流活動に取り組む団体等への支援

- ・ 体験交流活動を進める団体等に対して、技術指導や情報提供等を行います。
- ・ 体験型メニューの充実、外国人向け案内表示や各種体験施設の整備など、観光客の受入れ体制の整備を支援します。
- ・ イベント開催等の情報をホームページ等を通じて積極的に発信します。
- ・ JA、観光団体、鉄道会社等が連携した効果的な誘客キャンペーン等のPR対策の取組を支援します。

エ 学校ファームの充実に向けた支援

- ・ JAグループと連携し、地域に即した学校ファームの運営を支援します。

オ 市民農園の開設及び運営の支援

- ・ 市町が開設している市民農園の運営を支援します。
- ・ 企業、団体等による遊休農地等を活用した市民農園の開設を支援します。
- ・ 市民農園の利用者に対し、必要に応じて農作物の技術指導等を行います。

カ 森林環境教育の推進

- ・ 学校や森林ふれあい施設等における森林環境教育の取組を推進します。
- ・ 森林ふれあい施設の活用を促進するため適切な管理及び整備を推進します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

新たに農業の6次産業化により開発された商品数

25 品目
(令和8～12年度)



新たに開発された6次化商品
(あまりんいちごジャム)

6 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮

農林水産業の生産活動等に由来する環境負荷を低減するとともに、農林水産業に由来する温室効果ガスの排出削減、森林の温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上、農山村バイオマスの有効活用などの取組を促進します。

また、農林業・農山村の多面的機能の発揮のため、地域の共同活動による水路や農道などの維持管理・保全を図ります。

さらに、森林の公益的機能の発揮のため、水源涵養機能を持続的に発揮できる森づくりや、生物多様性の保全につながる取組を進めます。

(1) 関係市町村・団体

管内全市町・農業委員会、市町教育委員会、ちちぶ農業協同組合、森林組合、埼玉県農林公社、土地改良区、水利組合、林業事業体、鳥獣害対策協議会、漁業協同組合、森林ボランティア団体、NPO法人 等

(2) 取組内容

ア 環境にやさしい農業や安全・安心な農産物供給の推進

- ・ 環境にやさしい持続可能な栽培の取組を支援し、みどり認定や特別栽培農産物の認証を推進します。
- ・ 農薬の適正使用に関する指導を徹底するとともに、食の安全・安心の確保を推進します。
- ・ 省エネルギー対策のための技術等の導入を支援します。

イ 農業・農山村の有する多面的機能の発揮

- ・ 多面的機能が適切に発揮されるよう、農業者を中心とした活動組織による農道・水路法面の草刈りや水路の泥上げ、農業水利施設の軽微な補修や植栽活動、生態系の保全活動などを支援します。

ウ 農地の有効活用

- ・ 貴重な基盤である農地の有効活用を推進します。
- ・ 再生活用が困難な農地を地域資源として活用する取組（樹液採集を目的とする樹木の植栽など）を支援します。

エ 体験交流活動に取り組む団体等への支援

- ・ 体験交流活動を進める団体等に対して、技術指導や情報提供等を行います。
- ・ イベント開催等の情報を、ホームページ等を通じて積極的に発信します。

オ 森林環境教育の推進

- ・ 学校や森林ふれあい施設等における森林環境教育の取組を推進します。
- ・ 森林ふれあい施設の活用を促進するため適切な管理及び整備を推進します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 (カバー率)

20.4% → 23.7%
(令和6年度) (令和12年度)

(地域指標名)

みどり認定者数 (環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数)

6 経営体 → 40 経営体
(令和6年度) (令和12年度)



活動組織が取り組む水路の泥上げ

【参考】 <秩父地域農林水産業振興プランに関する指標>

●埼玉県農林水産業振興基本計画で示した指標への対応

基本計画 指標番号	基本計画指標名	(県) 現状値→目標値	(地域) 現状値→目標値
3	需要に応じた野菜の作付 拡大面積	1,000ha (R8~12)	26.2ha (R8~12)
4	契約野菜対応型野菜産地 育成数	30産地 (R8~12)	3産地 (R8~12)
5	新たに農業の6次産業化 により開発された商品数	250品目 (R8~12)	25品目 (R8~12)
6	森林の整備面積	12,500ha (R8~12)	5,780ha (R8~12)
7	施業のため集約化・団地化する 森林面積	24,401ha → 29,000ha (R6) (R12)	14,363ha → 17,000ha (R6) (R12)
8	県産木材の供給量	87,000 m ³ /年間→137,000 m ³ /年間 (R6) (R12)	65,000 m ³ /年間→102,300 m ³ /年間 (R6) (R12)
9	県産農産物コーナー新規 設置店舗数	125店舗 (R8~12)	1店舗 (R8~12)
10	県産木材を利用した公共 施設数	1,356施設 → 1,720施設 (R6) (R12)	311施設 → 390施設 (R6) (R12)
11	スマート農業技術の導入件数	269件 → 538件 (R6) (R12)	9件 → 16件 (R6) (R12)
12	担い手への農地集積率	36% → 50% (R6) (R12)	16.1% → 30.6% (R6) (R12)
13	遊休農地解消・活用面積	2,000ha (R8~12)	313ha (R8~12)
14	基盤整備面積	23,710ha → 24,282ha (R6) (R12)	146ha → 146ha (R6) (R12)
15	路網密度	24.5m/ha → 26.8m/ha (R6) (R12)	19.3m/ha → 21.4m/ha (R6) (R12)
16	農業法人数	1,441法人 → 1,800法人 (R6) (R12)	85法人 → 103法人 (R6) (R12)
17	新規就農者数	330人/年間 → 330人/年間 (R6) (R12)	17人/年間 → 17人/年間 (R6) (R12)
18	防災・減災対策に着手した防 災重点農業用ため池の数	30か所 → 148か所 (R6) (R12)	3か所 → 12か所 (R6) (R12)
21	多面的機能を発揮する共同活動の 実施面積割合(カバー率)	34.4% → 38.6% (R6) (R12)	20.4% → 23.7% (R6) (R12)

●秩父地域農林水産業振興プランで設定する地域指標

地域指標 番号	基本計画 大柱番号	地域指標名	現状値→目標値
1	8	みどり認定者数(環境負荷低減事業活動実施計画の 認定者数)	6経営体 → 40経営体 (R6) (R12)
2	1	ちちぶ山ルビーの作付面積	3.8ha → 4.3ha (R6) (R12)
3	6	秩父市浦山地区林野火災跡地復旧等対応面積	102ha (R8~R12)

〇ぶどう「ちちぶ山ルビー」のブランド化の取組

「ちちぶ山ルビー」はその名のおりルビー色で、皮ごと食べられる秩父地域のオリジナル品種として人気が高く、秩父地域のみで生産されているブランドぶどうです。山梨県の育種家が昭和55年、早生の着色品種を育成するためピアレスにリザマートを交配し選抜、育成した品種です。

この品種を、秩父のぶどう生産者が県外生産者との交流の中で試験的に栽培。栽培の難しさからなかなか商品化ができない中、平成16年頃から「山ピンク（仮称）」などの名称で試験的に少量販売をしており、秩父産の当品種を試食した当時の秩父市長が食味の良さに感動し、秩父地域の農業、観光の振興の基幹品目として育てるべく、行政と農協、生産者が一体となった体制作りを進めました。

その後、平成17年に商標法の一部改正に伴い地域独自ブランド登録（地域団体商標）が可能になり、秩父ぶどう組合連絡協議会、ちちぶ農業協同組合及び品種育成者との間で、秩父地域での限定栽培について命名権（ネーミングライツ）の譲渡を旨とする合意がされました。そして一般公募による1585通の名称応募の中から「ちちぶ山ルビー」が選ばれ、ちちぶ農業協同組合が商標登録しました。

「ちちぶ山ルビー」の栽培には高い技術と細かな管理が求められ、生産量が少なく、市場にあまり出回らないため「幻のブドウ」とも呼ばれ、秩父でしか食べられない希少さも相まって次第に人気が高まり、現在では県外からも予約が入るほど人気となっています。現在、秩父ぶどう組合連絡協議会ちちぶ山ルビー部会の部会員34人が高品質なぶどうの生産に向けて日々活動を行っています。令和6年度に若手部会員たちが更なる高品質化を目標に「ちちぶ山ルビー」プレミアム検討委員会を立ち上げました。委員会では上位規格に向けた栽培を検討し、「ちちぶ山ルビー」プレミアムの基準を定めました。また都内の高級果物店等との取引を目指し、販路開拓に取り組んでいます。

今後、プレミアム品の販売を本格的に進めるとともに「ちちぶ山ルビー」の生産を拡大していきます。



ちちぶ山ルビー勉強会の様子



秩父オリジナル品種「ちちぶ山ルビー」

○「活樹」の取組

令和7年5月25日に本県では66年ぶりとなる「第75回全国植樹祭埼玉2025」を開催し、「伐って・使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用や、利用期を迎えている人工林の積極的な活用による木材利用の拡大を目指す「活樹」の理念を埼玉県知事から全国に向けて発信しました。

森林資源は本格的な利用期を迎え、本県においても、森林の蓄積量は昭和25年の840万 m^3 から、令和4年度には3,340万 m^3 と約4倍に増加しており、木を植えて森を育てる時代から、成長した木を活用する時代に移り変わっています。

一方で、日本の木材自給率は43%と多くの木材を輸入に頼っており、充実している日本の森林資源の有効活用が課題となっています。

森林は、木材生産のほか、水害や山地災害の防止、多様な生物が生息する豊かな生態系の保全、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐなど、社会を守るための様々な役割を果たしています。そして、健全な森林を育てるには、「伐って・使って、植えて、育てる」という持続的なサイクルを回していくことがとても大切です。

そのためにも県民一人一人が木材を積極的に利用していく「活樹」に取り組むことが重要です。

そこで、当センターでは、公共施設の木造や木質化のほか、住宅・非住宅分野での木材利用を図るとともに、身の回りの暮らしの中で木材を積極的に取り入れていくよう働きかけを進めていきます。

また、主会場となった埼玉トヨペット秩父グリーンミュージックパーク（秩父ミュージックパーク）の全国植樹祭記念植樹地において、地域の関係団体と協働して草刈り等の管理を行っていくことで、「活樹」の理念を大会レガシーとして継承します。

